

鷺洲地域活動協議会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「鷺洲地域活動協議会」(以下本会という。)と称し、事務所を「鷺洲コミュニティセンター」(福島区鷺洲2丁目4番14号)に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象区域は、鷺洲地域(鷺洲小学校通学区域)とする。

(目的)

第3条 本会は、第2条に定める活動区域を安全で安心な活気あふれる住みやすいまちにするために、さまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(活動分野)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に関し活動を行う。

- (1) 防災・防犯に関する分野
- (2) 子ども・青少年に関する分野
- (3) 福祉に関する分野
- (4) 健康に関する分野
- (5) 環境に関する分野
- (6) 文化・スポーツに関する分野
- (7) 地域経済に関する分野
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する分野

2 本会は、次に掲げる活動は行わない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、指示し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は目的に賛同し、その活動を協働で担う団体とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員の資格の取得については、特に条件を定めない。

2 本会の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3 会長は、前項に申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員である団体の代表者)

第7条 会員は、団体を代表する者を定め、本会に届けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した抛出金品等は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 部会長 各1名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

(役員を選任等)

第13条 役員は、総会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 部会長は部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
 - 4 会計は、本会の会計を担当する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、役員の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、条例、規則及び要綱（以下「法令等」という。）若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び区長に報告すること
 - (4) 役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること
- （役員の任期）

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員に伴う補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

（総会）

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、全ての会員である団体の代表者をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 会員の5分の1から会議の目的を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第14条第5項第3号の規定に基づき招集するとき
- 5 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
- 6 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決事項）

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

（総会の招集）

第18条 総会は、第16条第4項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第16条第4項第1号及び第2号の規定による招集があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議決)

第19条 総会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 各会員の表決権は、平等なものとする。

4 やむをえない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

5 前項の規定により表決した会員は、第16条第6項、本条第2項及び次条第1項第2号の適用について、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録等)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

第21条 本会に役員会を置く。

2 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

3 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法により招集の請求があつたとき

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の議決事項)

第22条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の招集)

第23条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第21条第3項第2号から第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の議決)

第24条 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 各役員の表決権は、平等なものとする。
- 3 止むを得ない理由のために役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した役員は、本条第1項及び次条第1項第2号の適用については、役員会の出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第25条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その理由を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

第6章 部会

(部会の設置)

第26条 本会は、第4条に定める活動分野にかかる活動を行うための部会を設置する。

(部会の組織)

第27条 本会に、各構成団体（あるいは複数の構成団体）が部会を構成し、それぞれの事業を行う。

- (1) 地域振興部
- (2) 社会福祉部
- (3) 女性部
- (4) 民生部
- (5) 青少年部
- (6) 老人クラブ
- (7) PTA部

(部会の運営)

第28条 各部会に、部会長1名、副部会長若干名を置く。

2 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第7章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び事業実施に伴う収支計算書並びに財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 本会は、会員その他のものに対して、剰余金の分配をしてはならない。

(資料の閲覧)

第31条 第20条、第25条及び前条第1項の書類について、活動区域の住民その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 本会は、次に掲げる事由により解散する

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠乏
- (3) 区長による認定の取消

第9章 雑則

(委任)

第35条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(附則)

- 1 この規約は平成 25 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 設立当初における役員の任期は、設立日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。